

あなたも審議会・懇話会等に
参加しませんか！！

平成23年5月

委員募集要項

- とよた森づくり委員会
- 豊田市上下水道事業審議会
- 豊田市教育行政計画審議会

◆ 豊 田 市 ◆

～『豊田市森づくり基本計画』の展開に向けてあなたの意見をお聞かせください～

とよた森づくり委員会

1 公募の趣旨

豊田市は、森林の多面的機能が十分に発揮されるよう、100年先を見据えた「豊田市森づくり条例」を制定し、その森づくりの20年間の方向性と基本的施策を示した「豊田市100年の森づくり構想」を策定しました。また、構想を実現するために今後10年間に行う具体的な目標と施策を定めた「豊田市森づくり基本計画」を策定し、森林整備を展開しております。

森林整備を展開していくにあたり森林・林業関係者とともに、市民のみなさんにも参画いただき、新しい視点でオープンな論議をしていただくことが重要であるとともに、森林整備に関する諸事業が適切かつ効果的に行われているかを、評価いただくことも必要と考え委員を公募するものです。

2 審議会等の担任する事項

森づくり基本計画に基づき市が実施する森づくりに関する事項についての協議・評価等

3 委員の任期・役割

任期は2年です。また、年3回程度の会議に出席していただきます。

4 応募資格

市内に在住・在勤・在学の18歳以上（高校生は除く。）で、市のほかの審議会などの委員を務めていない人

5 公募人数

2人（条例による委員定数は15人以内です）

6 選考方法

応募動機と「豊田市の森づくりに期待すること」をテーマとする小論文（800字程度）による書類選考

7 備考

- ① この委員会は、条例により設置された市の附属機関です。
- ② 委員は、非常勤特別職になります。

■□■ 問合せ 森林課(TEL:0565-62-0602) ■□■

～豊田市の上下水道事業にあなたの意見を活かしてみませんか～

豊田市上下水道事業審議会

1 公募の趣旨

「安全でおいしい水を、安定的に、より安価に供給する」ことを使命とする水道事業、「都市の健全な発達、公衆衛生の向上と公共用水域の水質の保全」を目的とする下水道事業は、ともに市民生活に密接した事業です。

これまでは、水道事業審議会と下水道事業審議会の2つの審議会がありましたが、平成23年度に下水道事業が企業会計に移行したこと、また、水循環という観点から上水道と下水道は関係性が強いことなどから、この2つの審議会を統合し「豊田市上下水道事業審議会」として新たにスタートを切ります。

今回、使用者の立場から豊田市の水道事業、下水道事業に対する意見を広く伺うことを目的として、新「豊田市上下水道事業審議会」の委員を募集します。

2 審議会等の担任する事項

- ・水道料金、下水道使用料の改定など、市民生活に直接影響を及ぼす内容の審議
- ・経営計画の策定、経営状況に関する審議 など

3 委員の任期・役割

任期は4年です。また、平成23年度については、年2～3回程度の会議に出席していただきます。

4 応募資格

市内在住・在勤・在学の18歳以上（高校生を除く）で、市のほかの審議会などの委員を務めていない人

5 公募人数

4人以内（総委員数は20人以内です）

6 選考方法

応募動機と「豊田市の水道に対する思い」、又は応募動機と「豊田市の下水道に対する思い」をテーマとする小論文(800字程度)による書類選考

7 備考

- ① この審議会は、条例により設置された市の附属機関です。
- ② 委員は、非常勤特別職になります。

■□■ 問合せ 経営管理課(TEL:0565-34-6623) ■□■

～これからの豊田市の教育について一緒に考えてみませんか～

豊田市教育行政計画審議会

1 公募の趣旨

少子高齢化、国際化、情報化の進行など近年の社会情勢の変化に伴い、教育に求められるものは、より広範囲になってきております。豊田市においても様々な地域差の課題などが発生し、平成20年に策定した豊田市教育行政計画（改訂版）も平成24年度で計画期間が終了します。そこで、平成25年度からの新しい教育行政計画を23年と24年の2年間をかけて策定していきます。この計画をより充実したものとするため、学識経験者や行政職員のみで策定するのではなく、一般市民の皆さんの意見などを幅広く聞き、新たな計画を策定していくことが重要との考えから、今回委員を公募することとしました。

2 審議会等の担任する事項

- ① 教育行政計画に関する必要な調査及び審議

3 委員の任期・役割

任期は2年です。また、年2回程度の会議に出席していただきます。

4 応募資格

市内在住・在勤・在学の18歳以上（高校生を除く）で、市のほかの審議会などの委員を務めていない人

5 公募人数

4人以内（総委員数は20人以内です）

6 選考方法

応募動機と「豊田市の教育に対する具体的な提言」をテーマとする小論文（800字程度）による書類選考

7 備考

- ① この審議会は、条例により設置された市の附属機関です。
- ② 委員は、非常勤特別職になります。

■□■ 問合せ 教育行政課(TEL:0565-34-6658) ■□■

【 応 募 方 法 】

巻末の応募用紙を切り取り、必要事項を記入して応募する審議会等の担当課に持参するか、郵送又はFAX、Eメールで送付してください。

※ 応募用紙は、豊田市のホームページ (<http://www.city.toyota.aichi.jp/>) からダウンロードすることができます。

《 募集期間（5月2日～5月31日）における休業日 》

土・日曜日、5月3日（火）、5月4日（水）、5月6日（金）

【 応 募 締 切 り 】

5月31日（火）までに各担当課へご応募ください。（消印有効）

【 結 果 発 表 】

7月1日（金）までに、各担当課から本人に郵送で通知します。

【 備 考 】

- ① 委員には、会議出席に応じて報酬又は謝礼が有る場合もあります。
- ② 各審議会等の会議は、原則として、平日に開催します。
- ③ 各審議会等の会議は、原則として、公開（会議の傍聴）します。
- ④ 公募委員は、原則として、他の審議会等（地域会議を除く。）の委員を兼ねることができません。
- ⑤ 応募内容に虚偽がある場合は無効とします。

【 担 当 課 一 覧 】

とよた森づくり委員会 森林課(足助支所地内)

〒444-2424 豊田市足助町宮ノ後19-5 / TEL: 62-0602/ FAX: 62-0612 /

Eメール: shinrin@city.toyota.aichi.jp

豊田市上下水道事業審議会 経営管理課(元城仮庁舎上水道事務所)

〒471-0024 豊田市元城町3-17 / TEL: 34-6623/ FAX: 36-5529 /

Eメール: keieikanri@city.toyota.aichi.jp

豊田市教育行政計画審議会 教育行政課(市役所西庁舎8階)

〒471-8501 豊田市西町3-60 / TEL: 34-6658/ FAX: 35-4551 /

Eメール: kyouiku@city.toyota.aichi.jp

